

地方自治体の人口規模から見た ドイツの劇場の設置状況 —文化振興の行政的基盤—

榊原 禎宏・清水 久莉子*

The Disposition of Theater in Germany from the Viewpoint of Population of local regions
—An Administrative Basis for Cultural Promotion—

Yoshihiro SAKAKIBARA and Kuriko SHIMIZU

Accepted November 17, 2015

抄録：本稿は、地方自治体の行政能力を一つ示す人口規模に注目し、文化振興が盛んと紹介されるドイツを例に実演芸術を提供する劇場の設置状況を分析することで、以下の結果を得た。①先行研究における劇場の経営主体と上演劇場の未整理を改める必要がある。②749ある公営劇場は、人口10万人以上の全自治体には分布するものの、それ以下の規模では劇場数の31.7%しかなく、またわずか0.5%の自治体に置かれるのみである。③傍証として284の劇場を見れば、人口4万人以上5万人未満の自治体においてこそ15.3%にあるものの、1万人未満では0.1%にしか見られず、しかもこの規模の9739自治体はドイツの全自治体数11292の86.2%と、圧倒的多数を占める。以上から、ドイツの劇場は相当に偏在しており、この設置と運営に直接間接に関わる自治体のあり方と実演芸術へのアクセス状況は、多様なことが予想される。これらを踏まえた劇場の公共性やこれを支える行政的基盤について検討すべきである。

索引語：劇場、文化振興、自治体人口、行政、ドイツ

Abstract : This paper clarifies three points in understandings of the disposition of theater in Germany. Firstly we should adjust our understanding of the words “entrepreneur” and “stage”. Secondly, we acknowledge stages in all cities that have more than 100 thousand people, while smaller cities or towns have drastically fewer stages. Thirdly, through the investigation of 284 stages we could find a clear differentiation in theater installation according to the population of local region. Under these conditions we should re-examine the tasks and possibilities of local government for stage establishment and management and discuss the concept of publicness or accessibility for cultural events.

Key Words : theater, cultural promotion, population of local region, administration, Germany

* 同志社小学校

1. 課題設定

医療、栄養、衛生、運動といった生活環境の変化を背景に平均寿命は継続的に延びており、2014年分の簡易生命表の概況によると、2014年の日本の平均寿命は、男性が80.50歳、女性が86.83歳（厚生労働省発表、2015年7月）と、世界的に高い水準に至っている。こうした長寿化は、勤労期以降の世代がどのように生涯学習に臨むのかを問うことにもなっている。

折しも、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が2012年に制定され、「心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与すること」（第一条）が謳われている。このことは、いわゆるシニア世代だけでなく、芸術鑑賞への理解や態度が生涯にわたって形成されるという観点からは、若い世代にも関わっている。すなわち、幼い頃から実演芸術に親しむ経験が伴ってこそ、長期的な文化振興の支えとなるだろうという捉え方である。

この点で、文化振興あるいは生涯学習の拠点は、居住地と重なることが望ましい。なぜなら、子どもとその家族がとくに実演芸術に接する上では、空間的距離から生じる負荷をできるだけ小さくする必要があるからだ。他方、実演芸術はたとえば図書館といった、規模の分散が認められうるものとは異なって、しかるべき規模の施設を必ず擁する必要がある、公共施設の場合、その行政上の能力が問われる。

このことは、上記法律の第十二条の2にて、「国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする」と示されることとも符合しており、実演芸術の振興がいかに図られうるかは、地方自治体（以下、自治体と表記）の能力にも規定される。

そこで本報告は、自治体の行財政上の能力を支えたと見なせる人口規模に着目する。「地方分権の進展並びに経済社会生活圏の広域化及び少子高齢化等の経済社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制の整備及び確立のため」（「市町村の合併の特例に関する法律」）に進められた「平成の大合併」が事実上終わった現在、どれほどの行政能力が伴えば実演芸術を提供あるいは支援しうるのかについて示唆を得るため、以下に述べるように文化振興が活発と紹介されるドイツにおける劇場の設置状況を、彼の地の自治体（Gemeinde）の人口規模に即して明らかにしようとする。また、民営を含む劇場の事例分析から、人口規模と劇場設置の状況をより丁寧に描きたい。

以下、このテーマに関する研究状況の検討と批判ののち、調査の結果をもとに、ありうる文化振興あるいは生涯学習の行政的基盤に関する議論の材料を提示する。

2. 先行研究における理解と本稿の課題

藤野（2011,281）は、「ドイツではいかなる地方に居住していようと、鑑賞意欲さえあれば多様な舞台芸術にわずかな自己負担金で触れることが出来る。人口10万人程度の都市であればオペラを年間上演出来る公営劇場が必ずある。また公営劇場の総予算に占める補助金の額は84パーセントにのぼり、『文化アクセス権』を早期に達成してきた」と述べる。この理解によれば、ドイツでは公営劇

場はかなりアクセスしやすい状況にある。

同様に高橋（1999,141）は、「どんな小さな地方のまちに行っても必ず劇場にぶつかるドイツの演劇」と記している。高橋はさらに、「人口 18 万人のまちアーヘンの市立劇場のオペラアンサンブルであったように、たとえ小さなまちの劇場であれ、」と、小規模な自治体にすら劇場がある状況を讃えて、参考にしていくべきと帰結する。くわえて、江藤ら（2011, 31）は、「歌劇場は大都市だけでなく、地方の小都市にも存在する。（中略）これほどまでに国土の広範囲にいき渡った層の厚い劇場文化は、世界中どこを見ても類例がない」と、ドイツにおける劇場の身近さを強調している。

以上のように紹介されるドイツの劇場だが、果たして、こうした認識は的を射ているだろうか。そもそも、ドイツにはどれだけの劇場がどこに存在するのか。なかでも、公営劇場はどれほどの自治体に見られるのか。あるいは、行政能力という観点から、劇場のある自治体の人口規模はどれほどか。そして、劇場が設置されている自治体は自治体全体のどれほどを占めるのだろうか。

ここで、「文化アクセス権」が全ての人々に問われるならば、劇場もまた人々の居住地からあまり遠くない場所にあつてこそ、その権利が充足されると言える。この点で、ドイツの劇場と自治体の量的関係をまずは明らかにすることによって、どの街に住んでいても容易にまた廉価で舞台芸術に触れられるとする、先行研究の妥当性を吟味できる。この作業を通じてこそ、日本の「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」に謳う理念が、いかに現実のものとなりうるか示唆を得ることができるだろう。

そこで本稿は、劇場設置に関わる統計資料を取り上げ、上記の問いに応えようとする。具体的には、ドイツ舞台協会（Deutscher Bühnenverein/Bundesverband der Theater und Orchestra）が挙げる「劇場統計（Theaterstatistik 2013/14）」である。この資料は 1967 年から毎年発行されており、本杉ら（1997）が同資料に基づき、劇場の組織構成と運営状況を分析しているほか、江藤・城多・辻（2011,28）が「ドイツ社会に広く根付いたオペラという娯楽、歌劇場という制度を、ドイツ社会がどのように築き、公的な場に組み入れ、維持にかかる少なからぬ額を補助しているという現状を十分には説明していない」という関心から、同資料を概観している。しかしながら、劇場と自治体との関係については視野に入っていない。以下、二つの柱に沿って説明する。

3. 調査の結果と議論

(1) 公営劇場（Öffentliches Theater）の設置状況

表 1 は、2013/2014 年におけるドイツの公営劇場について、同劇場が設置されている自治体の人口規模別に整理したものである。各自治体における人口に関しては、連邦統計局（Statistisches Bundesamt）の「人口統計 2011 年版」（2013 年発行）¹⁾ に拠っている。

この表から、公営劇場は 749²⁾ あり、これらは 142 の劇場経営主体（Theaterunternehmer）によって運営されていること、公営劇場が置かれる自治体は 129 に上ることがわかる。また、劇場経営主体は州や市町村のほか、複数の主体（Mehrträgerschaft）によるものがある。なお、ドイツ舞台協会のメンバーシップに関する説明では、州立劇場（Staatstheater）、市立劇場（Stadttheater）、州立舞台（Landesbühne）とも区分されるが、この点で新野（2011）は、「バイエルン国立歌劇場は、（中略）バイエルン州が財政上の負担を引き受けて運営している州立劇場である。」「そもそもドイツには国立の劇場があまり見当たらないのも事実である」と紹介しているけれども、より正確に述べれば、ドイツにおいて国立（連

邦立)の劇場は存在しない。

表1 ドイツにおける自治体の人口規模別に見た公営劇場の設置状況

自治体の人口規模	自治体数	劇場が設置されている自治体数	劇場経営主体数	劇場数
100 万人以上	4	4	21	107
50 万人以上 100 万人未満	10	10	15	29
20 万人以上 50 万人未満	26	26	29	183
10 万人以上 20 万人未満	38	38	29	193
5 万人以上 10 万人未満	104	30	26	144
5 万人未満	11110	21	22	93
合 計	11292	129	142	749

また、本報告では Spielstätte を「劇場」と訳し、江藤・城多・辻 (2011,39) は、「上演会場」と記している。これに対して、佐藤 (2006, 26) は、「149 の公営劇場は 122 の地方自治体に分布している」と述べており、劇場数と劇場経営主体とを混同している点で、不正確な記述である。

ここで、749 の公営劇場が設置されている 129 の自治体に即して見てみよう。人口がいずれの規模であっても、劇場が見られる場合、自治体あたりの設置数は多い。たとえば、100 万人を超える 4 自治体には 107 の劇場が設置されているので、自治体あたり 28 ほどになる。同じように、5 万人を下回る人口でも、21 自治体に 93 分布しており、自治体あたり約 4.4 劇場になる。

しかし、これを下回る場合は状況が大きく異なる。全自治体の 98.4% を占める人口 5 万人未満においては、確かに「5 万人以下の小さな都市にまで、劇場が分布」(佐藤, 2006) してはいるものの、およそ 500 自治体に一つほどの割合しか存在しない状況では、妥当な記述ではないだろう。ちなみに、この規模の自治体における劇場数は全体の 12.4% (93/749) に留まる。公営劇場は、自治体の間できわめて偏在しているのである。

この状況をよりつぶさに見ることはできないだろうか。そこで、次の作業を行うことにした。

(2) 284 の劇場の設置状況

「劇場統計」によると、民間劇場（Privates Theater）は 225 存在する。よって、公営劇場と合わせて、ドイツには 974 の劇場が置かれていることがわかる。しかしながら、同統計ではこれら全ての劇場の所在地や名称が挙げられているわけではない。もっとも、江藤・城多・辻（2011,39）では、公営劇場について「所在地である自治体の名前のアルファベット順に、劇場とその上演会場（ひとつの劇場が複数の上演会場を所有していることが稀ではない）について、客席数と所有団体、法的形態を明らかにしている」と報告されており、公営劇場の捕捉は可能である。

そこで、ドイツ舞台協会に属する劇場で、かつ同 Web 上でその名称および所在が明らかな劇場を、事例として取り上げることにした。そこで確認できた劇場は 284（これが分布する自治体は 163）に上り、ドイツの劇場全体のおよそ 3 割に相当する。

さて、図 1 は 284 の劇場が置かれる自治体の割合と劇場数を、人口規模ごとに整理したものである。

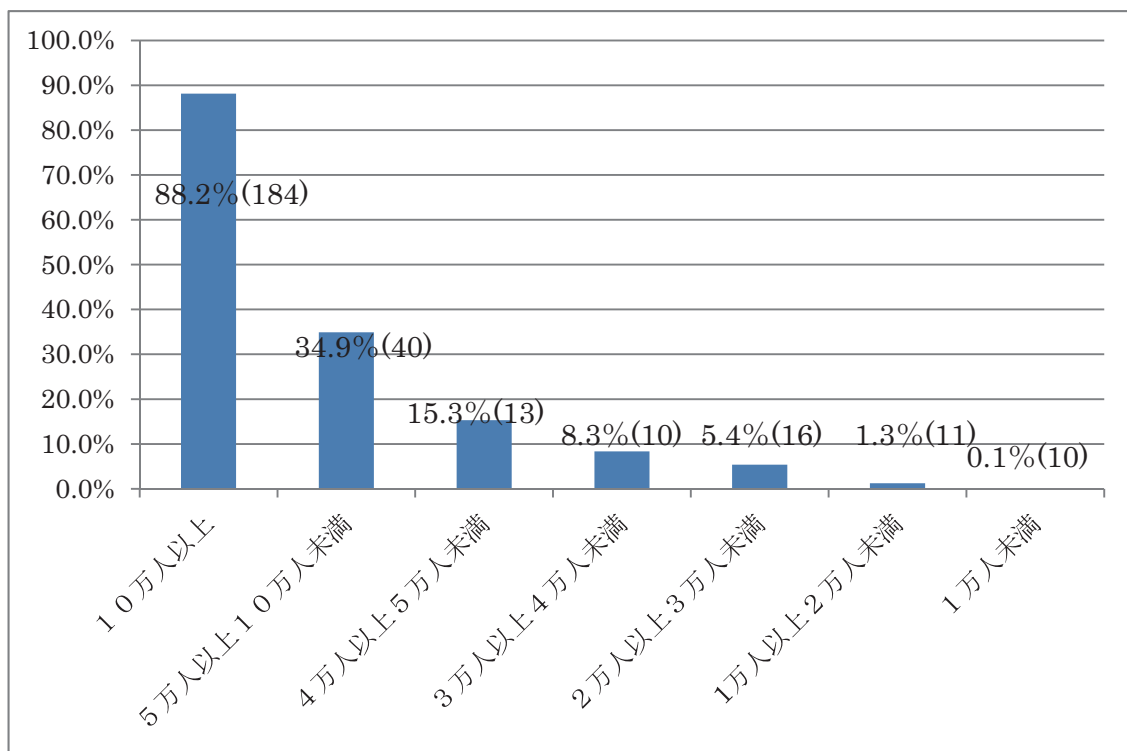


図 1 284 の劇場について自治体の人口規模ごとに見た
劇場の設置率 (%) と設置数 (カッコ内数)

ここから、人口が 10 万人を超える自治体では、88.2%（76 自治体中 67）に劇場が置かれているが、これを下回るとその設置率は 34.9% と一挙に下がり、人口が 4 万人未満では実に 10% を下回る（11017 自治体中 46）。さらに、それ以下の人口規模になると、設置率はいっそう下がり、人口 1 万人未満の自治体ではわずか 0.1%（9739 自治体中 10）である。

また、劇場数についても見てみよう。人口 10 万人以上では 184 の劇場が分布、なかでも 100 万人以上の人口を抱える 4 都市中の 3 には二桁の劇場が置かれており、ベルリンに 23、ハンブルクに 20、ミュンヘンに 11 を数える。この 3 自治体だけで 284 の約 19%、54 の劇場が存在する。また、人口 5

万人以上 10 万人未満の自治体における劇場数は 40、同 4 万人以上 5 万人未満では 13 である。

そして、ドイツでは決して小規模とは言えない 3 万人以上 4 万人未満の自治体における劇場数は 10、さらに 2 万人以上 3 万人未満では 16、1 万人以上 2 万人未満では 11、1 万人未満では 10 と、人口規模が小さくなるほど、劇場が置かれる自治体は見出せなくなる。ちなみに、劇場が認められる人口最小の自治体は、Baden-Württemberg 州の Jagsthausen、人口は 1577 人である。これらの結果から、人口 10 万人未満では劇場数とその設置率は大幅に低下し、劇場のある自治体とそうでない場合の違いは顕著である。

4. 結論と課題

以上から、次の点を指摘できる。①劇場の経営主体数と上演される劇場数（あるいは舞台数）は、区別される必要がある。②公営劇場は人口 10 万人以上の全自治体に置かれているものの、この規模を下回ると激減し、なかでも人口 5 万人未満の自治体での設置はごく一部に限られる。③ 284 の劇場を例に見れば、人口 4 万人未満では自治体の 10%以下にしか劇場が分布しておらず、全体の 86.2%を占める人口 1 万人未満の自治体においては、わずか 0.1%にしか劇場が設置されていない。このように、ドイツにおける劇場は相当に偏在している。

すなわち、文化振興が盛んと思なされがちなドイツではあるが、その理解はいささか乱暴であり、人口規模による顕著な違いが認められる点を踏まえる必要がある、と帰結できる。またこのことは、劇場が設置される自治体との関係上、当該自治体の行政能力や文化振興に対する政策のありようをより視野に入れて状況を捉える必要性を示唆している。

今後の研究課題としては、公営・民間劇場の個別性に注目する必要がある。たとえば、前述した Jagsthausen の劇場は Festspiel（祝祭劇場）であり、6 月から 8 月の間のみ開設され、野外演劇として行われている。これは劇場というよりも舞台と理解すべきかもしれない。あるいは、別の劇場は屋内ではあるものの座席数は 200 弱と小規模で、観劇できる人数の制約が大きい。このように、劇場があるからというだけでは明らかでない、演劇へのアクセスの具体を知る必要がある。そして、多くの補助金が投じられているとも報告される実演芸術に行政がいかに関わりうるのか、そこでの公共性³⁾とはどのようなものかの議論が進められるべきだろう。

引用・関連文献

- 伊藤裕夫「欧米の芸術文化政策と国公営劇場（特集新国立劇場）」『演劇人』1, pp.49-61, 1998
 江藤光紀・城多努・辻英史「ドイツの歌劇場の現状と問題点ードイツ劇場統計を中心として」『論叢現代語・現代文化』（筑波大学人文社会科学研究科現代語・現代文化専攻編）7, pp.27-53, 2011
 江藤光紀・城多努・辻英史「ドイツの劇場運営（1）ザールラント州立劇場とフライブルク劇場の事例を中心に」『論叢現代語・現代文化』9, pp.127-173, 2012
 同上「ドイツの劇場運営（2）北ドイツの二つの劇場をめぐる」『論叢現代語・現代文化』10, pp.37-65, 2013

- 同上「ドイツの劇場運営（3・完） 大都市圏と劇場－ライン・ドイツ・オペラとヴィースバーデン州立劇場」『論叢現代語・現代文化』12, pp.159-192, 2014
- 佐藤滋一「統計に見られるドイツの劇場」『宇都宮共和大学論叢』7, pp.25-32, 2006
- 新野守広「世界の劇場 ドイツ」（2011.5.10 発行『鳥瞰図』公演プログラムより）
- 新国立劇場 HP 内, http://www.nntt.jac.go.jp/centre/library/theatre_w/06.html (2015.9.22 最終確認)
- 高橋左近「機構としてのドイツの劇場－劇場芸術は地域から（特集 地域演劇と公共劇場）」『演劇人』3, pp.140-143, 1999
- 藤野一夫「ドイツにおける舞台芸術政策と劇場の運営状況」（国際文化学部研究・教育プロジェクト 研究成果報告論文「平成 12 年度芸術文化政策の国際比較研究－欧日の舞台芸術政策調査を中心に」）『国際文化学研究』（神戸大学国際文化学部紀要）16, pp.37-51, 2001
- 藤野一夫「ドイツ語圏の公共劇場における教育・普及の歴史と現状（小特集 芸術と教育・普及活動）」『演劇人』21, pp.80-89, 2005
- 藤野一夫「ドイツにおける公共劇場の成立史と現状の課題」藤野一夫編『公共文化施設の公共性－運営・連携・哲学』水曜社, pp.280-313, 2011
- 本杉省三・青池佳子・田中伊都名「ドイツにおけるオペラ上演劇場の組織構成と運営状況－劇場統計に基づく考察」『文化経済学会〈日本〉論文集』3, pp.57-72, 1997
- 安田静「研究ノート ドイツの公共劇場におけるマネジメントについて～日本における文化経済学及び文化政策学の先行研究概況を踏まえて～」『日本大学経済学部研究紀要』75, pp.177-186, 2014

注釈

- 1) ドイツ舞台協会の統計資料の年度とは一致しないが、ドイツ連邦統計局の最新版が 2011 年度であるため、これを利用した。
- 2) 同統計資料において、州ごとに劇場数を数えると 825 になるが、自治体の人口規模別に数えると 749 である。本報告では、少なくとも存在すると見なせる劇場数を捉えようとすることから後者の値を採用した。いずれにせよ両者の齟齬は大きく、江藤・城多・辻（2011, 42）でも「劇場によってデータ記入の度合いにかなりの精粗が見られる」と指摘するように、同資料を慎重に扱うことが必要である。
- 3) 公共性の議論に関わって、本杉ら（1997, 66）によると「公営（Regiebetrieb）よりも、有限会社（GmbH）や ZV（Zweckverband / 目的協同組合）、e. V.（eingetragene Verein / 登録された社団法人）、Aoer（=AöR:Anstalt des öffentlichen Rechts / 公法上の施設－引用者注）、E（Eigenbetrieb / 法人格を有しない自営企業）、GbR（Gesellschaftsbürgerlichen Rechts / 民法上の会社）など「その他」の非公営の劇場の方が、（劇場収入率は－引用者注）上位に集まって」と述べる。公営劇場とそれ以外の劇場のいずれが、「公共性」をより担保するのか、観客の支払う劇場収入が公共性の指標になるという立場からは、重要な指摘である。